

令和5年度消費生活相談員資格取得支援通信講座

－受講生募集要項－

1 目的

「消費生活相談員」の資格取得を目指す県民を対象に、資格取得に必要な知識の習得及び試験対策のための講座を実施し、市町村の消費生活相談体制の機能強化等に必要の人材確保を支援する。

2 講座の概要

(1) 講義予定内容

消費者問題、消費生活関連法、消費生活基礎知識、経済一般知識、その他資格取得に必要な知識及び模擬試験、論文対策等資格試験受験に向けた通信講座

※講座修了後には、平成28年度から国家資格となった「消費生活相談員」の資格試験の受験をすることを目標にした内容とする。

(2) 内容

別添カリキュラムにより、テキスト送付、復習テスト及び小論文演習等の通信講座を実施する。

オンデマンド動画は、

1次試験対策4回（消費者関連法、白書と最近の消費者問題、小論文、総復習）

2次試験対策1回の計5回とし、受講者専用サイトで12月17日まで視聴できる。

3 募集定員

65名

4 応募条件・対象者（以下のいずれにも該当する方）

- ・18歳以上で長野県内に在住の方
- ・今年度の消費生活相談員の資格試験を受験する予定の方

5 受講料・教材費

無料（動画視聴や、アンケートを書面で送付する場合の切手代は受講者負担とする。）

6 応募方法

(1) 応募期間

令和5年6月15日（木）~~2日（金）~~まで

なお、期間内でも、定員65名に達し次第、募集を締め切る。

また、期間内に定員に達しないときは、引き続き募集を行う。

(2) 応募書類

受講申込書（別添様式）

(3) 応募書類提出方法・提出先

下記まで電子メール又はFAXにて申し込む。

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県 県民文化部 くらし安全・消費生活課 相談啓発係 宛
FAX：026-235-7374
電子メール：shohi@pref.nagano.lg.jp

(4) 応募結果

受講決定者に対し、第1回の資料時に通知する。

7 その他

- ・本講座の受講により、消費生活相談員資格の取得や就職を保証するものではない。
- ・資格試験の受験に要する費用は、本人が負担するものとする。
- ・消費生活相談員の資格試験に合格した場合は、「長野県消費生活相談員人材バンク」へ登録するものとする。

【問い合わせ先】

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県 県民文化部 くらし安全・消費生活課 相談啓発係 宛
FAX：026-235-7374
電話：026-235-7286
電子メール：shohi@pref.nagano.lg.jp